

# 宿 泊 約 款

## カナディアンビレッジ モントリオール

### (適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び宿泊人数
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を継続した時点でお支払いいただきます。

### (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

### (宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、違

約金を申し受けます。

「違約金」

>宿泊日の7日～3日前に解除した場合、宿泊料金の30%

>宿泊日の2日前に解除した場合、宿泊料金の50%

>宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の70%

>宿泊日の当日に解除した場合、宿泊料金の100%

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後21時になっても到着しないとき、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 都道府県条例第条(第号)の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁示事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、電話番号、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻 同室者の年齢区分(大人、小人、幼児)

(4) その他、当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第10条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨

代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間につき、1棟2,000円

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合にお

いても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当館の責任)

第 11 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、施設賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 12 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

#### (宿泊客の責任)

第 13 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品は、自己責任において管理していただきます。滅失、毀損等の損害について、当館は、一切責任を負いません。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 3 日間保管し、金銭・貴重品以外は処分します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

第 15 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (インターネット通信の使用)

第 16 条 当館のインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

2. 宿泊客が当館の館内設備を利用出来る時間は、チェックイン日の 15 時からチェックアウト日の 10 時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の館内設備利用については別料金を請求致します。

#### (当館内諸施設に関すること)

第 17 条 当館の洗濯機はフロントに申込み利用できます。利用後は速やかに洗濯物を取り出し次の利用者の妨げにならないようにして下さい。また、洗濯設備の性能に関するご意見は一切受付ておりません。

2. 施設設備の利用可能時間について

受付 9時～19時 前もって連絡がある場合 21時 それ以後は電話連絡し、フロントの指示に従う（終了後の取り出しは、翌朝になる場合あり）

#### (行動に関すること)

第 18 条 当館内の入退室は当館とご契約頂いたお客様のみとなります。

2. 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従って頂き、当館で処分します。

3. 当館内に危険物や法律に禁じられたものを持ち込むことはできません。

4. 当館に門限や消灯はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持つ他た行動を心がけて下さい。

(責任に関すること)

第 19 条 当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決してください。

(その他禁止事項)

第 20 条 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。

1. 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
2. 当管内諸施設を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
3. 当館内諸施設に他のお客様の迷惑になるものをお持ち込みになること。
  - イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し 盲導犬、介助犬は除く）
  - ロ. 発火又は引火しやすい火薬、発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられてるもの等。
4. 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。
5. その他当館が不相当と判断する行為。

令和 7 年 10 月 1 日更新

大町トラフィック株式会社（カナディアンビレッジモントリオール）

住所：長野県大町市平 1040-1